

島根県動物愛護管理推進計画について

計画改定の背景

動物愛護管理対策については、国の「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に基づき、平成20年3月に「島根県動物愛護管理推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し対策を進めてきました。

令和2年4月に「基本指針」が改正されたことから、「基本指針」の見直しが予定されている令和7年度まで現計画を延長する等「推進計画」を一部改定することとしました。

島根県動物愛護管理推進計画の概要

【第1 計画策定の趣旨】

目的：動物の愛護及び管理に関する法律第6条第1項の規定に基づき、動物の愛護管理に関する基本的な方針及び動物の適正な飼養・保管を図る施策等について定め、動物愛護及び動物の適切な飼育管理を推進

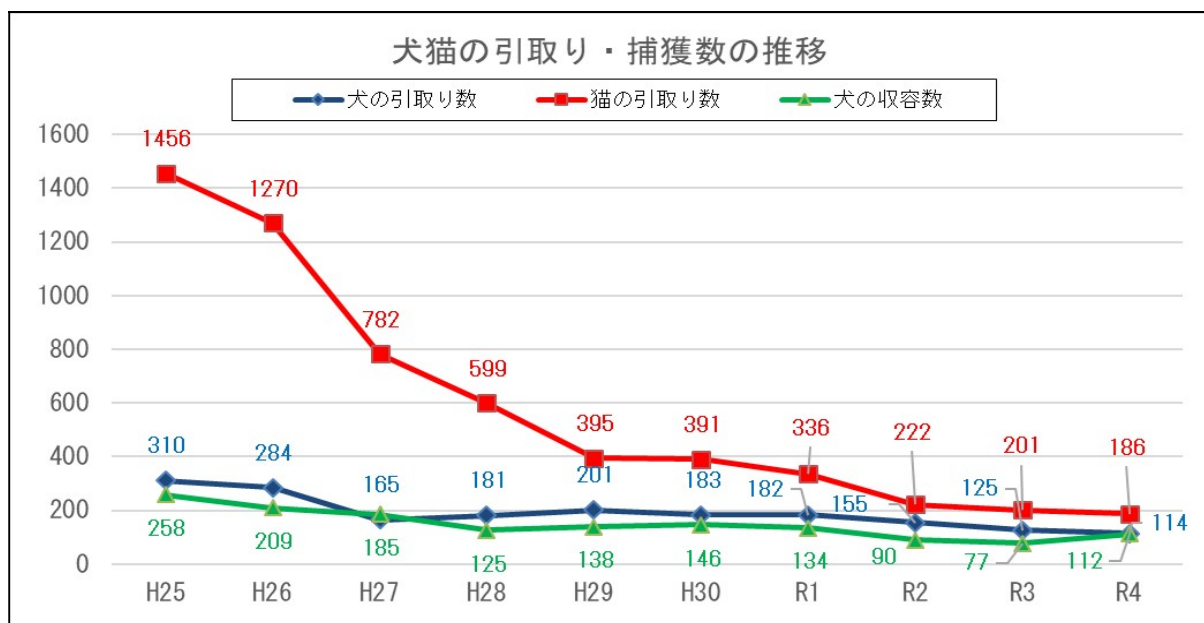
計画期間：12年間（平成26年4月1日～令和8年3月31日）

【第2 動物の愛護及び管理に関する基本的な方針】

1. 「動物の命の尊厳を守り、動物を愛護する気持ち」を広く普及し、動物愛護を基本とした施策を推進
2. 動物を愛護する気持ち、考え方及び態度を育み、あわせて、社会的責任の自覚のもとに、動物による不利益を被ることがないように、動物の適切な管理を図る施策を推進
3. 動物愛護を普及するために、適切な情報提供・普及啓発活動を推進

【第3 動物の愛護及び管理の現状と課題】

1. 犬・猫の引取り数は毎年減少している
2. 犬・猫の引取り数のうち猫が62%を占め、さらに子猫が猫全体の65%を占める
3. 飼い主のいない猫への餌やりによる猫の増加、糞尿・鳴き声等による環境侵害の増加



【第4 課題への具体的な取組み】

1. 動物の適正な飼育及び保管を図るための施策を推進

- (1) 動物取扱業、特定動物（危険動物）飼育施設に対する施策
 - ①動物取扱業者による購入者等に対する適正飼育の普及啓発
 - ②動物取扱業者が購入者等へ行う説明義務や犬猫等健康安全計画の遵守の徹底
 - ③特定動物（危険動物）飼育施設の定期的な監視・指導
- (2) 家庭での動物の適正な飼育及び保管を図るための施策
 - ①安易な飼育の防止、終生飼育、繁殖制限など飼い主の責務についての広報
 - ②犬の飼い主に対する登録と狂犬病予防注射の実施とけい留義務の徹底の普及啓発
 - ③猫の飼い主に対する繁殖制限と屋内飼育についての普及啓発
 - ④高齢化社会での動物飼育に伴う諸問題の調査・検討と支援体制等の構築
- (3) 動物の不適正な飼育及び保管等に関する施策
 - ①動物の遺棄防止、無責任な餌やりの制限等についての広報
 - ②糞尿、鳴き声等動物の不適正飼育による周辺環境への環境侵害の改善
 - ③多頭飼育問題等への解決に向けた関係機関との連携

2. 動物の愛護及び管理に関する普及啓発を推進

- (1) 動物の愛護及び管理に関する教育活動、広報活動

3. 動物の愛護及び管理に関する体制の整備を推進

- (1) 動物愛護管理推進会議を軸とした関係機関の連携強化
- (2) 行政の動物愛護管理業務の質を向上
- (3) 国、市町村、獣医師会等との連携、動物愛護団体やボランティアとの協力

4. 処分される命を減らすための取組みを推進

- (1) 犬、猫の引取り数を減少させる施策
- (2) 迷子動物の所有者への返還
- (3) 適正な動物の譲渡

5. 所有者明示（個体識別）の実施率の向上

6. 実験動物、産業動物の適正な取扱いの促進

7. 災害時における動物の飼育管理の普及啓発並びに関係機関との連携体制の構築

【第5 計画の実現・目標】

この計画の究極の目標は、県民全てに動物を愛護する気持ちを普及し、処分される不幸な命をゼロにし、人と動物が調和し共生する社会を構築することにあります。しかしながら、動物愛護思想の普及度合いについては計ることができないことから、犬・猫の引取り数を代替指標として、目標の達成度合いを認識していくこととします。

＜前期：H26. 4. 1～H31. 3. 31＞

引取り数目標： H24年度 H30年度
2,261頭 → 1,250頭以下

重点施策

1. 処分される命を減らすための取組みの推進
 - (1) 飼い主のいない猫対策としてTNR事業の促進
 - (2) 迷子動物の所有者への返還の促進
 - (3) 犬・猫の譲渡の促進
2. 所有者明示（個体識別）の推進

＜後期：H31. 4. 1～R8. 3. 31＞

引取り数目標： R7年度
290頭以下

重点施策

1. 引き続き犬・猫の引取り数及び施策の実施状況を解析し、前期の重点施策に加え効果的な施策を推進
2. 多頭飼育崩壊の未然防止と関係機関との連携強化